

愛知縣に於ける道路改良の現況

宮 島 三 郎

緒 言

夫れ一國の文化は地方の文化に依つて興り、一地方の文化は交通に因つて一國の文化となる。

人類の經濟行爲が自給自足經濟より、交通經濟に進展するに及んで、社會の進化、人類生活の向上が行はれ、従つて一地方の物資、文化は交通によつて彼此は相融和し、茲に完全なる一國の文化、產業を樹立するに至るのである。

斯の如く交通は一國文化の普及、產業の興隆に至大の關係を有するものであつて、地方の開發は一に此れが完備如何に繋るものと云ふも敢て過言ではない。

交通には陸上、海上、空間等種々の方法があるのである。

が、最も重要なものは陸上交通就中道路である。蓋し道路は鐵道、軌道等とは異り、何人も又如何なる種類の物も自由に且つ任意に利用し得られる施設であるからである。

道路は斯の如く交通施設上最も重要な位置を占めてゐるものであり、且つ交通施設として最も普遍的のものであるから、之れが新設、改良、維持については、古來より何處の國、何處の地方に於ても、多大の犠牲を拂ふことをいわないのである。

我國に於ても奈良に平城京の營まれた時、既に道路を開設することを以て、都市計畫の重要な目的としたるが如き、如何に此道路が重要視せられたかを知ることが出來やう。

然し乍ら幕末維新前迄の道路交通は殆んど徒步交通のみであつたから道路を造ることのみで、道路の擴張、改良の如きは大した問題ではなかつた。

然るに明治維新後歐米諸國との間に交通頻繁となるに及び、機械による交通は益々増加し、特に近年高速度交通機關の著しい普及發達に伴ひ、道路の擴張、改良は一日も忽にすべからざる問題となつたのである。

本縣に於ても最近高速度交通機關の發達は著しいものがあり、此の交通機關の發達に適應すべく着々道路改良を實施しつゝあるのであるが、昨今財界の不振に基く失業者の激増に鑑み、尙又昭和五年度に於ける農林產物價の慘落による農山村の經濟不況に鑑み、其の救濟の一助として新たに道路改良計畫を樹立するに至つたのである。

道路改良計畫

本縣内に於ける國道府縣道の延長は

國道 四十三里 七 路 線

紹 介

府縣道 九百八十五里 四百六十二路線

合計一千二十八里であるが、其の内特國道延長八里及名古屋市内に屬する國道府縣道延長二十九里、合計三十七里は本縣に於て改良すべき範圍に屬しないから、結局改良計畫に屬するものは其の三十七里を控除した國道三十里、府縣道九百六十一里、合計九百九十一里である。

此の中國道三十里及在來府縣道八百三里に對しては、大正八年度より昭和二年度迄に於て七百十一萬三千圓を支出し、延長約五十里の改良を了した。

然し乍ら道路の改良は一日も忽にすることの出來ぬ緊急必須の事業であるから、之れを年度限の事業とせず寧ろ繼續事業とするの妥當なるを認め、昭和三年度より二十ヶ年繼續事業として、總經費六千萬圓支出の決議を経たのである。

而して道路の幅員其他規格に付ては、道路構造令の規定に準據し道路の現状、交通量、將來の交通状勢、道路網の配置等を案じ、尙縣財政の實狀を考慮して適當なる路線を

採擇し之に對しては

た。

昭和三年度支出額 一〇〇萬圓

同 四年度支出額 一二〇萬圓

同 五年度支出額 一五〇萬圓

合 計 六五〇萬圓

即ち三ヶ年度に涉り合計六百五十萬圓の豫算の範圍内に於て此計畫を實行する筈のところ、昭和四年度に於ては政府の財政緊縮方針と事業の實狀とに鑑み

昭和四年度實行計畫額 八六萬圓

前年度施行及事業繰越額 一二〇萬圓

昭和五年度支出額 一〇〇萬圓

とを以て實行計畫箇所を改定することとなつたが、更に昭和五年度以降支出額に對して繼續費の變更を行ひ、繼續年期を三ヶ年延長し、毎年度支出額の繰延を行ひ即ち

昭和五年度支出額 一〇〇萬圓

同 六年度支出額 一〇〇萬圓

と定め、事業計畫の内容も之に従つて定めることとなつ

然るに昭和五年度に於ては農村に於ける經濟不況と、織糸價及農林產物價の慘落とに因つて、農山村は極度に疲弊したので、此の生活困難者救濟の一助として、道路改良事業を起興するは最も良策なりとし、前年度より繰越に係る百萬圓に付て起債の認下方を要請したところ、昭和五年度に於て九十萬四千圓の承認を得たので、之に基き農山村救濟事業として、道路改良實施計畫を樹て夫々事業進捗中である。

尙國道一號路線中（海部郡彌富町、三重縣桑名郡長島村地内）木曾川架橋事業は之に近接して、目下施行中の三重縣下に於ける揖斐、長良兩川架橋事業と相俟つて、速に進捗する必要あるのみならず、一面農、山、漁村、失業救濟事業として、道路改良を速成するの妥當なるを認め、昭和五年度に於て繼續費毎年度支出額を左の如く變更した。

昭和六年度支出額 三〇〇萬圓 (變更前に比し
二〇〇萬圓増)

同 七年度支出額 一二二〇萬圓 同五〇萬圓増

同 八年度支出額 一二〇萬圓 同
即ち總經費、繼續年期は變更せず、唯昭和十八年度以降
の支出額の線上を行つたのである。

然るに昭和六年度に於ては其の支出額三百萬圓中七十萬
圓を以て特に失業救濟事業として、道路改良計畫を實施す
ることゝし國庫補助を受けて目下之が實施中である。

農山村救濟事業としての道路改良

農山村救濟事業としての道路改良費は、既に記した如く
九十萬四千圓の起債を以て之に充てることゝし、昭和五年
度道路改良として目下施行中である。

試みに此計畫に対する決議額と實行額とを記して見ると
次の如くである。

科 目	決 議 額	實 行 額
工 事 費	八五二・八三〇・〇〇	八三七・四六七・〇〇
雜 費	五一・一七〇・〇〇	六六・五三三・〇〇
計	九〇四・〇〇〦・〇〇	九〇四・〇〇〦・〇〇

本計畫に基く道路改良の目的は既に記した如く農山村の
救濟があるのであるから、工事は縣下の全般に亘り施行箇
所六十箇所、その延長約十六里に及んでゐる。

本事業は之を縣の直營とせず請負工事とし之れに使用す
る労働者は失業者として、登錄せざる地元民を以て之に充
てしむる（少くとも使用人夫の七割以上使用すること）こ
とを請負の條件してゐる。

此の地元民の賃金、労働條件其の他使用方法に付ては請
負人と地元町村長並に所轄土木工區事務所長との協定に依
らしむることゝし、其の協定報告書を縣に提出せしめてゐ
る。従つて本事業に於ける賃金、労働條件等は各工事箇所
によつて異つていて一定ではない。

而して此の協定による地元民は町村長が責任を以て供給
し、又請負人は責任を以て其の人夫を使役することゝして
ゐる。

本事業は斯くの如くにして農山村に於ける生活困難者の
救濟に關し相當の效果を擧げつゝある事は疑ふべからざる

事實である。

失業救濟事業としての道路改良

世界大戦後の財界の不振状態は益々深刻化し、失業者の激増するに鑑み、昭和六年度支出額三百萬圓中七十萬圓を特に失業救濟事業としての道路改良計畫に充てたことは既に記した通りである。

而して此事業は失業救濟事業であるから、國庫補助を仰ぐこととなり、労力費の三分の二即ち二十三萬四千圓の補助を受けたり。

都會に於ける失業者の救濟に付ては、本縣事業としては既に矢田川改修工事あり、又内務省直營の國道一號線道路改修工事等もあり。

其の他名古屋市等の事業もあるので、本事業は主として

農、山、漁村に於ける失業者の救濟を目的とした。

従つて工事は全縣下に亘り工事箇所二十二箇所、其の延長十二里に及んでゐる。

本計畫による工事はすべて之を縣の直營とし、各工事箇所毎に工事主任を置いて工事を擔當せしめてゐる。而してこれに要する勞働者は、原則として職業紹介所と看做される町村役場（職業紹介所がないから便宜上町村役場を指定して此役場を職業紹介所と看做してゐる）に登録せられた地元民及其の附近の失業者を以てし、其の不足分と熟練工のみ地元其他の者（登録せられない者）を以て之に充てるのである。

此失業勞働者を定める方法は、豫め町村長が其の希望者を集め、縣の社會課に於てその困憊状態を調査して之を決定するのである。

此等の勞働者に對して支拂はれる賃金は、尾張部一圓三十錢、三河部一圓二十錢を標準としてゐる。

左に總工費と労力費との關係を掲げて見やう。

工事箇所	總工費	労力費	労力費の割合	工事費に對する
認可計畫	三	吉三・八五	四〇・二	四
實施計畫	三	六四・六一	三五・〇五	六
				四

これに依つても判明する如く労力費は總工費の半以上を占めてゐるのである。

本工事は工事箇所二十二箇所の内、本年八月着手のもの十箇所、九月着手四箇所、十月、十一月着手七箇所であつて、未着手は僅に一箇所に過ぎない。而して本工事は昭和七年三月末日迄には各工事箇所共竣工の豫定であつて、之れに使用すべき労働者の豫定人員は左の如くである。

認可計畫 三一九、九一四人

實施計畫 一九四、八四四人

而して十月末日迄に使用した延人員は五萬四千三百九十一名であつて、十月中に於ける一日平均使用總數は一千五十五名、一箇所平均使用數は五十三名である。

即ち本事業に於ては工事着手後約七十日間に五萬四千三百九十一名の失業者を救濟した譯である。

結 言

以上述べたる如く本縣に於ける道路改良事業は大正八年

以來繼續事業として着々實施しつゝある傍ら、昭和五年度及同六年度に於ては、農山村救濟及失業救濟事業として縣下全般に亘つて改良事業を施行してゐるのである。

即ち從來の道路改良計畫と異り、今般の如き全縣下に亘つて一時に道路改良事業を行ふことは、全く前例を見ない所である。

此事業が現時の社會問題たる失業救濟、農村救濟の一助となることは、吾々當局者として誠に喜ぶべきことであるばかりでなく、此事業の完成によつて本縣に於ける道路の狀態が、其の面目を一新するものであることを確信して疑はぬものである。